有機ＪＡＳマーク

有機ＪＡＳ認証
取得ガイド

島根県農林水産部産地支援課

有機ＪＡＳ認証制度

＜背景＞

農産物に対する安全性や健康志向等に対する消費者の関心の高まりの中、「有機」、「減農薬」等の表示が氾濫し、消費者の適正な商品選択に支障が生じました。

そうした混乱と、有機農産物の国際的な規準化の流れの中で、平成11年に改正されたＪＡＳ法に基づき、有機農産物やその加工食品に関する日本農林規格が制定され、表示の適正化が図られることとなりました。

＜有機食品の検査認証制度とは？＞

「有機」「オーガニック」の表示には農林水産省から登録された認証機関の認証が必要です。
日本国内には全部で52の登録認証機関があります（令和３年1月現在）。
島根県でも平成20年に『特定非営利活動法人　島根有機農業協会』が登録認証機関として国に認可されています。

有機ＪＡＳマーク

有機ＪＡＳマークがないと
有機表示はだめ!!

【表示の規制】

例：「有機パプリカ」等

●有機ＪＡＳマークは、登録認証機関から認証を受けた事業者により付けられます。

●有機ＪＡＳ規格を満たすものとして、認証事業者により格付の表示（有機ＪＡＳマーク）が付されたものでなければ、「有機」、「オーガニック」と表示できません。

＜日本農林規格における有機農産物の生産の原則＞

目　的：農業の自然循環機能の維持増進を図ること。
方法①：化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とすること。
方法②：土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させること。
方法③：農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した栽培管理方法を採用すること。

●有機農産物の生産方法の基準（ポイント）
- 堆肥などで土づくりをすること
- 遺伝子組換え技術を使用しないこと
- 栽培開始２年（果樹などでは収穫開始３年）以上前から化学合成農薬や化学肥料を使用しないこと

＜有機ＪＡＳ認証取得のメリット＞

①有機ＪＡＳ規格は全国共通のルールで運用されているので、全国的な取引には特に有利。
…全国一律の規格なので、取引先への説明が容易です。

②農林水産省により登録認証された第三者機関が認証を行うため、社会的信用がある。
…法律や国際規格に基づいた信頼性が担保されます。

③商品の差別化が図れる。
…商品に有機ＪＡＳマークを表示できるので、消費者の商品選択に役立ちます。

④第三者機関による年１回以上の監査で、品質管理体制を定期的にチェックできる。
…生産者自らが行う監査に加えて第三者機関が規格・基準への適合性を監査して、精度の高い監査が可能となります。

●認証までの流れ（有機農産物）

島根有機農業協会の場合

申請前条件

まずは、ＪＡＳ規格の制度についてよく知ることが必要です。

1、農業経験が３年以上ある。（短縮要件あり）
2、たい肥等による土づくりを行い、化学合成肥料及び農薬の不使用を基本として栽培したほ場であること。
3、栽培管理記録が記帳されている。堆肥等の資材について使用履歴の提示ができること。
（過去２年又は３年分、※一部例外あり）

ステップ1⇒ 1．有機ＪＡＳ認証講習受講
・認証取得の必須条件です。

ステップ2⇒ 2．申請書の作成
【申請書】
・登録認証機関のホームページからダウンロード又は郵送や、メール等で送付することもできます。

3．申請書の提出
・提出とあわせて、認証機関との契約書を取り交わします。

4．事務局による申請書受付 ⇔ 書類不備等申請書の補正

5．認証手数料納付
【申請書が受理されない場合】
・ＪＡＳ法で申請を受理できないことになっている事業者。
（過去１年間ＪＡＳ法の罰則を受けた事業者など）
・申請書を一読して、明らかにＪＡＳの制度が理解できていない場合。

6．認証申請の受理

ステップ3⇒ 7．審査員による申請書の書類審査
・申請の内容が、認証の技術的基準やＪＡＳ規格を満たしているかについて、細かく審査します。

8．現地確認調査 → 8-2．改善・是正処置の指摘
・現地調査の段階で基準を満たしていない場合は、改善指摘事項が提示されます。
・申請書内容と現場の実践状況の一致を確認します。

8-3．改善・是正処置の実施
・期限までに改善します。

8-4．書類又は現地再調査

ステップ4⇒ 9．判定会議及び結果通知 ⇔ 9-2．不適合の場合の再審査請求（異議申立）
・判定結果その他内容に不服がある場合は、異議申し立て手続きをすることができます。

申請から概ね90日

10．実地調査料納付（継続審査料納付）

11．認証証の交付
・認証取得後、登録認証機関より認証証を送付します。
・有機ＪＡＳ規格を満たすものとして、認証事業者により必要な表示を行った上で有機ＪＡＳマークを貼付して出荷することが可能になります。

12．年次確認調査
【継続申請の提出】
・認証調査日より概ね１年を超えない期間内に確認調査を実施します。
・業務内容に変更があった場合は、必ず変更届を出します。
・前年度の格付け実績の報告を６月末日までに提出します。

認証取得後に、申請内容の変更が生じた場合は、変更内容の確認を行う『臨時確認調査』が必要です。
また、登録認証機関による抽出検査（無通告確認調査）を行う場合があります。

●申請に必要な書類は以下のとおりです。

島根有機農業協会の場合

●有機農産物生産行程管理者認証申請書
認証申請書は、すべての認証者の皆様にご記入・提出が必要です。
以下の書類は必要に応じて提出が必要です。
（協会備付けの所定様式に記載いただけます。）
●認証契約書（申請書と合わせて提出）
●申請者確認のための書類
・法人の場合…法人登録申請書、登記事項証明書、印鑑証明書、組織図
・団体の場合…団体規約、印鑑証明書、組織図
・個人の場合…印鑑証明書
●生産行程管理担当者及び格付担当者の資格要件に係る記載事項
●栽培農地の登録申請書（申請以外のほ場についても記載が必要です）
●認証申請対象ほ場地図
●航空防除用作業地図
●収穫後の施設・機械等管理記録報告書
●保管等に係る施設の図面
●申請ほ場栽培管理計画書
●申請ほ場栽培管理記録書

この書類は、毎年記録していただく必要がありますが、他の書類は変更がなければ、毎年同じものを提出していただければＯＫです。

●投入資材リスト（過去２年分※果樹等の場合は３年分）
●本年度投入予定資材リスト
●使用予定種苗リスト
●生産行程管理記録書
・栽培管理記録（最低でも１年以上の管理記録が必要）
・育苗記録（必要に応じて提出）
・収穫以降の作業管理記録の様式（２年目からは実際に記入してあるものを確認）
・格付記録の様式（２年目からは実際に記入してあるものを確認）
●有機農産物生産行程管理者の内部規程
●有機農産物生産行程管理者の格付規程
●資材証明書
●認証契約書（申請書と合わせて提出）

上記申請書類はＪＡＳ認証の基準に適合しているかを確認するために必要なものです。
詳細は認証取得予定の登録認証機関までお問い合わせください。

島根有機農業協会の場合はコチラ
TEL/FAX:0855-75-0017
HPアドレス:http://www.shimane-yuki.or.jp/index.html

●有機ＪＡＳ認証講習会の内容は…

島根有機農業協会の場合

認証講習会内容	
①ＪＡＳ法について	⑤有機農産物の認証の技術的基準について
②有機食品の検査認証制度	⑥証票管理について
③指定農林物資について	⑦その他（事務手続きなど）
④有機農産物の日本農林規格について	

※講習料は、一人3,000円程度です。
※出張講習などにも対応しています。（但し、別途交通費や会場使用料等の費用が掛かります。）
※講習時間は半日（３～４時間程度）を予定しています（講習後にテストがあります）。

●手数料等経費はどのくらいですか？

認証に係る手数料

…申請時には、「認証手数料」（２年目以降は「確認調査手数料」）として以下の料金が必要です。
認証期間中に申請内容に変更があった場合は別途「臨時確認調査料」が必要となる場合があります。

☆★☆認定に係る手数料☆★☆

	申請手数料及び確認手数料			審査料	
	申請料	継続料	調査料	書類審査	実地調査（審査員旅費含）
申請時（初年度）	○	-	○	○	○
継続時（２年目以降）	-	○	○	○	○
臨時調査時 （認証事項の変更など）	-	-	△	△	△

◆個人　認証手数料又は確認調査手数料

内　　訳	金額（税抜）
申請料又は継続料	20,000円
調査料　10ａ ≪10ａ毎に料金を加算する。端数切上≫	1,000円
審査料 調査時間４時間未満	20,000円 ＋審査員の旅費
審査・調査時間が４時間以上から 分単位で計算	3,000円／時間

◆法人　認証手数料又は確認調査手数料

内　　訳	金額（税抜）
申請料又は継続料	40,000円
調査料　10ａ ≪10ａ毎に料金を加算する。端数切上≫	1,000円
審査料 調査時間４時間未満	20,000円 ＋審査員の旅費
審査・調査時間が４時間以上から 分単位で計算	3,000円／時間

※審査員の旅費については島根有機農業協会旅費規程によります。
※理事長が必要と認めた場合は、２名以上の審査員で実地調査を行う場合があります。
　その場合、１人につき20,000円加算されます。
※土日・祝日の場合は割増料金となります。
※臨時調査の手数料については、島根有機農業協会にお問い合わせください。

実際どれくらい調査費用がかかるかというと…（計算例）

個人生産者
ほ場面積　50ａの場合
出雲市

内　　容	金額(円)	備　　考
申請料	20,000	法人は40,000円になります
調査料	5,000	10ａあたり1,000円で計算
審査料	20,000	調査時間４時間未満
審査員交通費	4,200	協会(美郷町粕渕)～出雲市大津町 120ｋｍ×35円で計算
消費税(10%)	4,920	
合　　計	54,120	

※2021年２月１日時点の手数料金額（有機農産物の生産行程管理者）。

確認調査は毎年度行いますので、調査費用は毎年、同様の計算により必要となります。（審査員の旅費等により変動する場合あり）

有機農産物、有機加工食品、有機畜産物及び有機資料のＪＡＳのＱ＆Ａ

（問１－１）
有機農産物の認定生産行程管理者はどのようなことを行うのですか。

（答）
有機農産物の認定生産行程管理者は、それぞれのほ場ごとの生産行程を管理又は把握するとともに、その記録を作成し、そこで生産される農林物資について格付を行うことにより、格付の表示（有機ＪＡＳマーク）を付することができます。

（問６－１）　**有機表示の規制はどのような内容ですか。**

（答）
1　農産物、畜産物又はこれらを原料とする加工食品については、認定を受けた事業者により有機ＪＡＳマークが付されていない場合には、有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品である旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示を付することはできないというものです。
2　また、有機農産物、有機畜産物又は有機農産物加工食品である旨の表示若しくはこれと紛らわしい表示が付してある輸入された農産物、畜産物又は加工食品についても、有機ＪＡＳマークが付されているものでなければ、輸入業者が販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列することはできません。

（問８－１）
使用禁止資材として、『土壌、植物又はきのこ類に施されるその他の資材』という規定がありますが、具体的にはどのようなものを指すのですか。

（答）
1　使用禁止資材として、肥料や農薬以外にも土壌又は植物に施されるその他の資材（ただし、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）という項目が定められています。
2　化学的に合成されている物質が添加されている場合に使用できないその他の資材としては、土壌に鋤き込むことを前提として使用されるシーダーテープ、チェーンポット、マルチ資材や植物に直接施す花粉の増量剤、ほ場に散布する融雪剤等の資材が考えられます。
3　使用後に取り除かれるプラスチックマルチやビニールハウスに使用されるビニール、支柱やネット、誘引テープ等の資材は使用禁止資材には該当しません。

（問９－４）
「ほ場は，周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置が講じられていること。」とありますが、具体的にはどのように判断するのですか。

（答）
有機農産物の栽培にあたっては、使用禁止資材の飛来、流入を防止することを目的として、ほ場を区分するための措置を講じることが必要です。これらの具体的な判断は、ほ場の置かれている状況により異なることから、登録認証機関が判断することになります。例えば、慣行栽培するほ場との距離、道路等によるほ場の区分、防風ネットの設置、境界域での作物栽培等による緩衝地帯の整備、降雨時の慣行ほ場からの雨水の流入を防止する畔の整備等が要件として考えられます。

令和３年１月　農林水産省　食料産業局　食品製造課基準認証室）より抜粋

（問10－５）
ほ場に使用する種子又は苗等はどのようなものが使用できますか。

（答）

1　有機農産物の生産に当たっては、有機農産物のＪＡＳ第４条の基準に基づいて生産された種子又は苗等を使用することが原則です。

2　１の種苗の入手が困難な場合や品種の維持更新に必要な場合には、使用禁止資材が使用されていない種苗を使用することができます。

3　１の種苗の入手が困難であり、さらに２の種苗の入手も困難な場合等には、種子繁殖する品種は一般の種子を、栄養繁殖する品種は入手可能な最も若齢の一般の苗等が使用可能です。

　また、「は種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用されていないもの」を使用するよう規定しています。

　なお、通常の種子消毒は、は種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す農薬には該当しません。

4　３の苗等の入手が困難な場合であって、かつ、災害、病害虫等で植え付ける苗等がない場合や種子の供給がない場合には、種子繁殖の品種で一般の苗を使用したり、栄養繁殖の品種で最も若齢な苗等以外の苗等を使用することができます。

　この場合も、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用された苗等を使用することはできません。

5　なお、ナス科及びウリ科の果菜類については育苗が困難な場合があることから、その場合には、当分の間、植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬が使用されていない一般の苗を使用できることを附則において経過措置として認めています。

（問16－２）
使用可能な資材であるかどうか、どのように判断すればよいのですか。

（答）

　資材の製法は、原料供給や技術普及の状況により変化するものであるため、資材ごとに判断することになります。

　具体的には、

　①別表１（※）に掲げられている資材であるかどうか

　②その資材の製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないかどうか

　③その資材の使用基準を満たしているかどうか

　を個別具体的に判断していくこととなります。

※有機農産物の日本農林規格　別表１　肥料及び土壌改良資材を参照

上記内容の詳細及びその他の内容については、農林水産省HPをご参照ください

　HPアドレス：https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html

有機ＪＡＳ認証に関するお問い合わせ先

島根県農林水産部　産地支援課　有機グループ
TEL：0852-22-6477　FAX：0852-22-6036
Mail：sanchishien@pref.shimane.lg.jp